

議案第85号

長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。ただし、医師及び歯科医師にあっては、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、長岡市職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第43号）第10条の規定にかかわらず、その勤務しない時間1時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、給料の特別調整額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から規則で定める数を減じた数で除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けている職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を長岡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年長岡市条例第6号）第8条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年長岡市条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び長岡市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第86号

長岡市職員の定年等に関する条例の一部改正について

長岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸



長岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年長岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

## 附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条本文中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「補充することができないとき」を「補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項本文中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限」を「当該期限」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、長岡市職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第43号）第13条第1項の規定により特別調整額を定められる職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係

る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延

長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書の医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、施行日前に改正前の長岡市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定によ

り延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の長岡市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定によ



り採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の変更は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(長岡市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 長岡市職員の再任用に関する条例（平成25年長岡市条例第37号）は、廃止する。

議案第87号

長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例等の一部改正について

長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例等の一部を改正する条例

(長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員の分限及び懲戒の手續及び効果並びに降給に関する条例(昭和26年長岡市告示第71号)の一部を次のように改正する。

第3条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

第7条第7項中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附則に次の2項を加える。

5 長岡市職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第43号)附則第51項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、第3条中「とする」とあるのは、「並びに長岡市職員の給与に関する条例(昭和31年長岡市告示第43号)附則第51項の規定による降給とする」とする。

6 第6条第2項の規定は、長岡市職員の給与に関する条例附則第51項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 長岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第3号中「(昭和59年長岡市条例第8号)」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 長岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第2号中「職員」の次に「(以下「育児短時間勤務職員」という。)」を加える。

第17条の表の第17条第2号の項及び第19条第3項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第19条第4項の項を削る。

第21条の表の第17条第2号の項及び第19条第3項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同表第19条第4項の項を削る。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

（給与条例附則第51項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

8 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第51項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 長岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 長岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(長岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 長岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第2条の規定による改正後の長岡市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する場合にあっては同条例第17条の表、第21条の表、第22条第2号及び第23条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、第3条の規定による改正後の長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する場合にあっては同

条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、それぞれの条例の規定を適用する。



議案第88号

長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「到達日」という。)の次に「(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に到達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号ア及びイの部分以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又は

これに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号アとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日

の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第3条第5号及び第11条第6号の規定は、施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対しては、なおその効力を有する。

議案第89号

長岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員の給与に関する条例（昭和31年長岡市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

- 4 法第22条の4に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長岡市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条中第5項を削り、同条第6項中「第4項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第6項とする。

第8条第1項及び第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項第1号中「以下」の次に「この項、次条及び第17条の2において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条及び次条において」を加える。

第17条第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号及び次条において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「交通機関等」の次に「（この条において「新幹線鉄道等」という。）」を加え、「以下」を「この条において」に改め、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第19条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第24条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第6条の2、第7条」に改め、「第8条」の次に「第9条」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3項中「規則で定めるもの」を「規則で定める措置」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則に次の8項を加える。

51 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第53項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条の2、第8条第2項及び第9条の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

52 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 長岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年長岡市条例第 号）による改正前の長岡市職員の定年等に関する条例（昭和59年長岡市条例第8号）第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師に相当する職員
- (3) 長岡市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 長岡市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師
- (5) 長岡市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

53 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当

該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第55項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第51項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第51項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

54 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

55 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第51項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第53項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第53項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

56 附則第53項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第51項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

57 附則第53項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項（第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第24条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第53項、第55項又は第56項の規定による給料の額との合計額」とする。

58 附則第51項から前項までに定めるもののほか、附則第51項の規定による給料月額、附則第53項の規定による給料その他附則第51項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



別表第1職員の区分の欄中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2職員の区分の欄中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第3職員の区分の欄中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900

別表第4の医療職給料表(1)の表を次のように改める。

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	249,800	335,000	399,000	471,700
短時間	2	252,300	338,000	401,900	474,000
勤務職	3	254,800	340,900	404,500	476,200
員以外	4	257,300	343,800	407,200	478,500
の職員	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600

29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000

62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		

	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第5職員の区分の欄中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

別表第6職員の区分の欄中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,100	255,400	262,600	272,800

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第51項から第58項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則

第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。))のうち暫定再任用職員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除いた職員の給料月額、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される長岡市職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年長岡市条例第2号)が適用される者にあつては、同条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第6条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、長岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例が適用される者にあつては同条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第19条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第24条第3項の規定を適用する。
- 8 改正後の第25条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあ

るのは「定年前再任用短時間勤務職員及び長岡市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年長岡市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 9 長岡市職員の給与に関する条例第6条の2、第7条、第8条、第9条、第13条の2から第15条まで、第15条の2第3項、第15条の3、第18条の2、第26条及び第27条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第90号

長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田 達 伸



長岡市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例  
(長岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市職員の退職手当に関する条例(昭和38年長岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者並びに」を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3表以外の部分中「10年」を「15年」に改める。

第7条の4第1項中「以下「休職月等」を「第8条第4項において「休職月等」に、「額(以下)」を「額(以下この項及び第5項において)」に改める。

第17条第1項第2号中「した者」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の退職となる者を除く。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

第18条第1項各号列記以外の部分中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第2号中「した者」の次に「(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

第20条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

附則第2項中「。以下「旧条例」という。」を削る。

附則第3項から第20項までを削る。

附則第21項の前に見出しとして「（経過措置）」を加え、同項中「（第6項の規定に該当する場合を除く。）」を削り、同項を附則第3項とする。

附則第22項を附則第4項とし、附則第23項から第26項までを削る。

附則第27項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。））」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。））」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第28項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「（昭和59年法律第71号）」を、「通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「（昭和59年法律第87号）」を、「国家公務員等退職手当法」の次に「（昭和28年法律第182号）」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第29項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。））」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第30項を附則第8項とする。

附則第31項中「条例第33号」を「長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年長岡市条例第33号。以下「条例第33号」という。））」

に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第14項から第22項まで」を加え、「第31項」を「第9項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第32項中「第5条の2」の次に「及び附則第17項」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第33項中「第5条」の次に「又は附則第15項」を加え、「第31項」を「第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則中第34項を第12項とし、第35項を第13項とし、附則に次の9項を加える。

14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第15項」とする。

16 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 長岡市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年長岡市条例第 号。以下「改正条例」という。)による改正前の長岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年長岡市条例第8号)第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師

(2) 改正条例による改正後の長岡市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

17 長岡市職員の給与に関する条例附則第51項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

18 当分の間、第5条第1項に規定する25年以上勤続し、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その者の非違によることなく勸奨を

受けて退職した者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる医師及び歯科医師にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）に達する日」と、第5条の3の表の第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表の第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第16項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる医師及び歯科医師にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 19 当分の間、第5条第1項に規定する25年以上勤続し、任命権者があらかじめ市長と協議して定めた計画に基づき、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月前」とあるのは「0月前」とする。

附則第16項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第16項第1号及び第2号に掲げる職員	65歳
附則第16項第3号に掲げる職員	規則で定める年齢

- 20 当分の間、第5条第1項（25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。）を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

21 当分の間、組織若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第19項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表の第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

22 当分の間、組織若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第19項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表の第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和45年長岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「（条例第6号附則第23項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。）」を削る。

附則第4項の表の条例第6号附則第23項の規定の適用を受ける者の項を削る。

第3条 長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例」を「長岡市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第14項若しくは第15項」を、「第5条の3まで」

の次に「及び附則第14項から第22項まで」を加える。

附則第4項中「に新条例」を「に長岡市職員の退職手当に関する条例」に、「は新条例」を「は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第5項中「新条例第5条」を「長岡市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第15項」に改める。

第4条 長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年長岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第31項」を「第9項」に改める。

第5条 長岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例」を「長岡市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第23項及び第31項から第33項まで」を「附則第9項から第11項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第1条の規定による改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

議案第91号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例(平成12年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項及び第6項」を「第87条の3第6項及び第7項」に改める。

別表の10の表21の項中「法第85条第5項」を「法第85条第6項」に改め、同表22の項中「法第85条第6項」を「法第85条第7項」に改め、同表34の項中「法第87条の3第5項」を「法第87条の3第6項」に改め、同表35の項中「法第87条の3第6項」を「法第87条の3第7項」に改める。

別表10の4を次のように改める。

10の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に規定する認定申請関係

区分		金額
1 法第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等認定申請(以下この表において「認定申請」という。)に対する審査	ア 新築をしようとする住宅	1件につき次の各号に掲げる額 (1) 1戸 13,100円 (2) 2戸以上5戸以下 24,800円 (3) 6戸以上10戸以下 37,500円 (4) 11戸以上25戸以下 59,100円 (5) 26戸以上50戸以下 91,700円 (6) 51戸以上100戸以下 137,200円 (7) 101戸以上200戸以下 229,500円 (8) 201戸以上300戸以下 289,300円 (9) 301戸以上 327,800円
	イ 新築をしようとする住宅以外(新築時に認定を受けていないものに限る。)	1件につき次の各号に掲げる額 (1) 1戸 18,400円 (2) 2戸以上5戸以下 34,600円 (3) 6戸以上10戸以下 53,700円 (4) 11戸以上25戸以下 86,100円 (5) 26戸以上50戸以下 134,900円 (6) 51戸以上100戸以下 203,200円



		(7) 101戸以上200戸以下 341,700円 (8) 201戸以上300戸以下 431,300円 (9) 301戸以上 489,000円
2 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画等(法第5条第1項から第7項までの規定の申請により認定を受けたものに限る。)の変更認定申請(以下この表において「変更認定申請」という。)に対する審査(法第9条第1項又は第3項の規定により譲受人を決定したときの変更認定申請に対する審査を除く。)	ア 新築時に認定を受けた住宅	1件につき次の各号に掲げる額 (1) 1戸 6,500円 (2) 2戸以上5戸以下 12,400円 (3) 6戸以上10戸以下 18,700円 (4) 11戸以上25戸以下 29,500円 (5) 26戸以上50戸以下 45,800円 (6) 51戸以上100戸以下 68,600円 (7) 101戸以上200戸以下 114,700円 (8) 201戸以上300戸以下 144,600円 (9) 301戸以上 163,900円
	イ 新築時に認定を受けた住宅以外	1件につき次の各号に掲げる額 (1) 1戸 9,200円 (2) 2戸以上5戸以下 17,300円 (3) 6戸以上10戸以下 26,800円 (4) 11戸以上25戸以下 43,000円 (5) 26戸以上50戸以下 67,400円 (6) 51戸以上100戸以下 101,600円 (7) 101戸以上200戸以下 170,800円 (8) 201戸以上300戸以下 215,600円 (9) 301戸以上 244,500円
3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3	ア 新築時に認定を受けた住宅	1件につき次の各号に掲げる額 (1) 1戸 6,100円 (2) 2戸以上5戸以下 11,900円 (3) 6戸以上10戸以下 18,300円 (4) 11戸以上25戸以下 29,100円 (5) 26戸以上50戸以下 45,400円 (6) 51戸以上100戸以下 68,200円 (7) 101戸以上200戸以下 114,300円

<p>年法律第48号) 附 則第2条第2項 の規定による長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査(譲受人を決定した場合の申請に係るものを除く。)</p>	<p>イ 新築時に認定を受けた住宅以外</p>	<p>(8) 201戸以上300戸以下 144,200円 (9) 301戸以上 163,400円</p> <p>1件につき次の各号に掲げる額 (1) 1戸 8,700円 (2) 2戸以上5戸以下 16,800円 (3) 6戸以上10戸以下 26,400円 (4) 11戸以上25戸以下 42,600円 (5) 26戸以上50戸以下 67,000円 (6) 51戸以上100戸以下 101,100円 (7) 101戸以上200戸以下 170,400円 (8) 201戸以上300戸以下 215,200円 (9) 301戸以上 244,000円</p>
<p>4 法第9条第1項又は第3項の規定により譲受人を決定したときの変更認定申請に対する審査</p>	<p>2,400円</p>	
<p>5 法第10条の規定による認定計画実施者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>2,400円</p>	
<p>6 法第6条第2項の規定により、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合の認定申請に対する審査(法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。)</p>	<p>1、2又は3に掲げる区分に応じた金額のほか、確認申請書1件につき別表の9の表に掲げる金額を加算した額</p>	
<p>7 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>160,000円</p>	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第92号

長岡市市民野外活動施設条例の一部改正について

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市市民野外活動施設条例の一部を改正する条例

長岡市市民野外活動施設条例（昭和62年長岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長岡市ニュータウンいこいの広場の項を削る。

第3条中「、長岡市ニュータウンいこいの広場（以下「ニュータウンいこいの広場」という。）」を削り、同条の表ニュータウンいこいの広場の項を削る。

第6条中「、ニュータウンいこいの広場（全天候型テニスコートに限る。）にあつては別表第1」を削り、「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に、「別表第4」を「別表第3」に、「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に、「別表第7」を「別表第6」に、「別表第8」を「別表第7」に改める。

第12条第1項中「、ニュータウンいこいの広場」を削る。

第14条第4項中「、ニュータウンいこいの広場にあつては別表第1」を削り、「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に、「別表第5」を「別表第4」に、「別表第8」を「別表第7」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3から別表第8までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第93号

長岡市市民釣場条例の廃止について

長岡市市民釣場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市市民釣場条例を廃止する条例

長岡市市民釣場条例（昭和60年長岡市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第94号

長岡市立地適正化計画定住促進条例の一部改正について

長岡市立地適正化計画定住促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸



長岡市立地適正化計画定住促進条例の一部を改正する条例

長岡市立地適正化計画定住促進条例（平成30年長岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (7) 地域 長岡市支所設置条例（平成17年長岡市条例第2号）第2条の表に定める各支所ごとの所管区域である区域及び本市の区域であってこれらの所管区域のいずれにも属さない区域のそれぞれの区域をいう。

第4条第1項第1号中「平成30年4月1日から平成35年1月1日までの期間(以下「対象期間」という。)において購入等をされた別表第2に定める区域に所在する」を「まちなか居住区域において購入等をされた」に改め、同号イを次のように改める。

- イ 購入者等が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと、又は各地域内のまちなか居住区域外の区域から同一の地域内のまちなか居住区域内の区域に転居した者（当該各地域内のまちなか居住区域外の区域に1年以上にわたって住所を有していた者に限る。）であること。

第4条第1項第2号中「対象期間において購入等をされた別表第2に定める区域に所在する」を「まちなか居住区域において購入等をされた」に改め、同項第3号中「対象期間において購入等をされたまちなか居住区域に所在する」を「まちなか居住区域において購入等をされた」に改め、同号ウを次のように改める。

- ウ 新居住者が、当該購入等をした日前1年以上にわたって市外に住所を有していたこと、又は各地域内のまちなか居住区域外の区域から同一の地域内のまちなか居住区域内の区域に転居した者（当該各地域内のまちなか居住区域外の区域に1年以上にわたって住所を有していた者に限る。）であること。

第6条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1四郎丸の項中「土合5」を「土合5 土合町の一部」に改め、同表豊田の項中「花園南2」を「花園南2 旭岡2」に改め、同表新町の項中「城岡1の一部」を「城岡1の一部 城岡2の一部」に改め、同表中

宮内	宮内1 宮内2 宮内3 宮内4 宮内5 宮内6 宮内7 宮内8の一部 宮内町の一部 沢田1 沢田2 沢田3の一
----	--

部 笹崎 1 笹崎 2 笹崎 3 東宮内町 曲新町 1 曲新町 2 曲新町 3 曲新町の一部 撰田屋 1 の一部 撰田屋 2 撰田屋 3 撰田屋 4 撰田屋 5 撰田屋町の一部 定明町の一部 豊詰町の一部 宮栄 1 の一部 宮栄 2 宮栄 3 要町 1 の一部 要町 2 の一部 三和 2 三和 3 三和町 西宮内 1 の一部 西宮内 2 の一部 左近 1 左近 2 左近 3 左近町の一部 今井 1 今井 2 今井 3 の一部 平島 2 平島 3 の一部 水梨町の一部 青島町の一部 上前島町の一部
--

を

宮内	宮内 1 宮内 2 宮内 3 宮内 4 宮内 5 宮内 6 宮内 7 宮内 8 の一部 宮内町の一部 沢田 1 沢田 2 沢田 3 の一部 笹崎 1 笹崎 2 笹崎 3 東宮内町 曲新町 1 曲新町 2 曲新町 3 曲新町の一部 撰田屋 1 の一部 撰田屋 2 撰田屋 3 撰田屋 4 撰田屋 5 撰田屋町の一部 定明町の一部 豊詰町の一部 宮栄 1 の一部 宮栄 2 宮栄 3 要町 1 の一部 要町 2 の一部 三和 2 三和 3 三和町 西宮内 1 の一部 西宮内 2 の一部 左近 1 左近 2 左近 3 左近町の一部 今井 1 今井 2 今井 3 の一部 平島 2 平島 3 の一部 水梨町の一部 上前島町の一部 上前島 1 の一部 上前島 2 上前島 3
十日町	高島町の一部

に改め、同表山通の項中「大町の一部」を「大町の一部 鉢伏町の一部」に、「東大町」を「東大町の一部」に改め、同表日越の項中「堺町の一部」を削る。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 2 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の長岡市立地適正化計画定住促進条例の規定は、施行日以後の購入等

に係る住宅等について適用し、施行日前の購入等に係る住宅等については、なお従前の例による。

議案第95号

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「占める職員」の次に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第19条の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、改正後の長岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
- 3 新条例第5条、第5条の3、第13条及び第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第96号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

## 認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
1000号線	川崎三丁目2401番1地先		6.0~13.1	図1 ア~イ
	川崎三丁目2378番24地先		260.2	
深才303号線	西津町字本田2305番9地先		6.0~13.2	図2 ア~イ
	西津町字本田2305番20地先		138.9	

議案第97号

決算の認定について

令和3年度長岡市一般会計決算及び特別会計決算を市議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯 田 達 伸



議案第98号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年度長岡市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和3年度下水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第99号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年度長岡市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和3年度水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田 達 伸

議案第100号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和3年度長岡市簡易水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和3年度簡易水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第9号

長岡地域土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、長岡地域土地開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第10号

公立大学法人長岡造形大学の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第11号

公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第12号

一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第13号

公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸



報告第14号

公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第15号

公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第16号

公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第17号

公益財団法人山の暮らし再生機構の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人山の暮らし再生機構の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第18号

株式会社山古志観光開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社山古志観光開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第19号

株式会社えちご川口農業振興公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社えちご川口農業振興公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第20号

一般財団法人長岡花火財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡花火財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸





報告第21号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和3年度長岡市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 令和3年度長岡市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地方債	その他	
			令和2年度	円 37,000,000	円	円 27,700,000	円	円 9,300,000
10 教育費	7 保 育 費	陸上競技場再公認等 整備事業	令和3年度	148,000,000		111,000,000		37,000,000
			計	185,000,000		138,700,000		46,300,000

## 会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
34, 315,050		34, 300,000		15,050	2, 684,950		△6, 600,000		9, 284,950
133, 404,150				133, 404,150	14, 595,850		111, 000,000		△96, 404,150
167, 719,200		34, 300,000		133, 419,200	17, 280,800		104, 400,000		△87, 119,200



報告第22号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和3年度長岡市下水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 令和3年度長岡市下水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					
				年割額	左 の 財 源 内 訳				損益勘定 留保資金
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金	
					国・県支出金	企業債	その他		
1 資本的支出	1 1 建設費	長岡中央浄化 七軒家発電 自更	令和2年度	円 377, 000,000	円 207, 000,000	円 170, 000,000	円	円	
			令和3年度	548, 000,000	300, 500,000	247, 500,000	円	円	
			計	925, 000,000	507, 500,000	417, 500,000	円	円	

# 会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円 373, 050,000	円 205, 025,000	円 168, 000,000	円	円 25,000	円 3, 950,000	円 1, 975,000	円 2, 000,000	円	円 △25,000
円 393, 559,800	円 215, 983,000	円 177, 500,000		円 76,800	円 154, 440,200	円 84, 517,000	円 70, 000,000		円 △76,800
円 766, 609,800	円 421, 008,000	円 345, 500,000		円 101,800	円 158, 390,200	円 86, 492,000	円 72, 000,000		円 △101,800





報告第23号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和3年度長岡市水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

## 令和3年度長岡市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					
				年割額	左の財源内訳				損益勘定 留保資金
					特 定 財 源			損益勘定 留保資金	
					国・県支出金	企業債	その他		
				円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 1 改良設備費	妙見浄水場 2系ろ過池機械設備 更新工事	令和2年度	219,000,000		120,000,000		99,000,000	
			令和3年度	167,000,000		92,000,000		75,000,000	
			計	386,000,000		212,000,000		174,000,000	
1 資本的支出	1 1 改良設備費	妙見浄水場 2系ろ過池機械設備 更新工事	令和2年度	160,000,000		88,000,000		72,000,000	
			令和3年度	115,000,000		64,000,000		51,000,000	
			計	275,000,000		152,000,000		123,000,000	
1 資本的支出	1 1 改良設備費	寺泊浄水場 沈んでん池機械設備 更新工事	令和2年度	60,000,000				60,000,000	
			令和3年度	27,000,000				27,000,000	
			計	87,000,000				87,000,000	

## 会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発生額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			損益勘定 留保資金		特 定 財 源			損益勘定 留保資金
	国・県支出金	企 業 債	そ の 他			国・県支出金	企 業 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
149, 237,000		100, 000,000		49, 237,000	69, 763,000		20, 000,000		49, 763,000
98, 263,000				98, 263,000	68, 737,000		92, 000,000		△23, 263,000
247, 500,000		100, 000,000		147, 500,000	138, 500,000		112, 000,000		26, 500,000
127, 226,000		85, 000,000		42, 226,000	32, 774,000		3, 000,000		29, 774,000
98, 688,700				98, 688,700	16, 311,300		64, 000,000		△47, 688,700
225, 914,700		85, 000,000		140, 914,700	49, 085,300		67, 000,000		△17, 914,700
40, 634,000				40, 634,000	19, 366,000				19, 366,000
23, 208,900				23, 208,900	3, 791,100				3, 791,100
63, 842,900				63, 842,900	23, 157,100				23, 157,100

報告第24号

令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第25号

令和3年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第6項の規定に基づき、令和3年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和4年9月6日提出

長岡市長 磯田達伸